

○国土交通省告示第二百八十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十四項の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百十七号の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(別表) (別表) 地方税法施行規則附則第7条第14項の規定に基づく証明申請書</p> <p>申請者住所電話番号 氏名</p> <p>(略)</p>	<p>(別表) (別表) 地方税法施行規則附則第7条第14項の規定に基づく証明申請書</p> <p>申請者住所電話番号 氏名 印</p> <p>(略)</p>

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の別表による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。